

特定非営利活動法人日本政策フロンティア定款

目次

- 第一章 総則（一条 - 二条）
- 第二章 目的及び事業（三条 - 五条）
- 第三章 会員（六条 - 十二条）
- 第四章 役員（十三条 - 十九条）
- 第五章 会議（二十条 - 二十八条）
- 第六章 評議員会（二十九条）
- 第六章の二 顧問等（二十九条の二）
- 第七章 事務局（三十条）
- 第八章 政策研究部門及び社会教育部門（三十一条）
- 第九章 資産及び会計（三十二条 - 四十条）
- 第十章 定款の変更、解散及び合併（四十一条 - 四十四条）
- 第十一章 公告の方法（四十五条）
- 第十二章 雑則（四十六条）

第一章 総則

（名称）

第一条 この法人は、特定非営利活動法人日本政策フロンティアと称し、英語名は Japan Policy Frontier, NPO (JPF)とする。

（事務所）

第二条 この法人は、主たる事務所を東京都港区虎ノ門三丁目十番五号に置く。

2 削除

第二章 目的及び事業

（目的）

第三条 この法人は、わが国の国家政策及び地域政策に関する調査研究事業を行い、その成果の発表及び政策提言を行って、日本を真の意味でゆたかな国に変えるための制度ないしは政策のあり方を示すとともに、社会教育事業を通じ国民の啓蒙を図り、もって社会の発展に資することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第四条 この法人は、第三条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動

- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 五 環境の保全を図る活動
- 六 地域安全活動
- 七 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 八 国際協力の活動
- 九 男女共同参画社会の形成の推進を図る活動
- 十 子どもの健全育成を図る活動
- 十一 情報化社会の発展を図る活動
- 十二 科学技術の振興を図る活動
- 十三 経済活動の活性化を図る活動
- 十四 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十五 消費者の保護を図る活動
- 十六 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第五条 この法人は、第三条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- 一 政策に関する調査・研究事業
- 二 調査・研究事業の成果を活用した啓蒙事業及び社会教育事業
- 三 フォーラム、セミナー、シンポジウム、ワークショップ、勉強会、研修会等の実施
- 四 インターネットを用いた政策広報事業
- 五 機関誌、研究報告書、政策提言書、書籍及び情報紙等の発行
- 六 政策に関する研究・調査受託及びアドバイザー事業
- 七 地域マニフェストの作成及び作成支援事業
- 八 政策情報提供事業
- 九 政策に関する調査・研究を行う者の能力開発
- 十 重要かつ優れた政策研究に対する顕彰及び支援事業
- 十一 この法人と同一もしくは類似の目的を持つ法人や研究者等とのネットワークの構築
- 十二 その他、第三条の目的達成に必要な事業

第三章 会員

(種別)

第六条 この法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)に定める社員とする。

- 一 正会員 この法人の目的に賛同して入会した、法人の運営に参画する個人又は団体
- 二 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

(入会)

第七条 この法人の会員になろうとする者は、この法人の活動目的に賛同する者でなければならない。

- 2 会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を承認するものとする。

3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第八条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第九条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 退会届の提出をしたとき。
- 二 本人が死亡し、又は会員である法人が消滅したとき。
- 三 継続して二年以上会費を滞納したとき。
- 四 除名されたとき。

(退会)

第十条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第十一条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、理事会において決議を行い、総会の承認を得てこれを除名することができる。

- 一 この定款等に違反したとき。
- 二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第十二条 既納の会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第四章 役員

(種別及び定数)

第十三条 この法人に次の役員を置く。

- 一 理事四人以上十二人以下
 - 二 監事二人
- 2 理事のうち、一人を理事長とする。

(選任等)

第十四条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事会において互選する。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第十五条 理事長は、この法人を代表し、会務を総理する。

- 2 削除
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - 一 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - 二 この法人の財産の状況を監査すること。
 - 三 前二号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - 四 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - 五 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第十六条 役員任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第十七条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第十八条 役員は、その総数の三分の一以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員は、その職務を執行するために要した費用の弁償を受けることができる。
- 3 前二項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第十九条 削除

第五章 会議

(種別)

第二十条 会議は総会および理事会とする。

- 2 総会は、通常総会および臨時総会の二種とし、正会員をもって構成する。
- 3 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第二十一条 総会は、以下の事項について議決する。

- 一 定款の変更

- 二 解散
 - 三 合併
 - 四 事業計画及び収支予算に関する事項
 - 五 事業報告及び収支決算に関する事項
 - 六 役員を選任等に関する事項
 - 七 会費に関する事項
 - 八 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）
 - 九 その他運営に関する重要事項
- 2 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
- 一 総会に付議すべき事項
 - 二 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - 三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第二十二條 通常総会は、毎事業年度一回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- 一 理事長が必要と認めるとき。
 - 二 正会員総数の五分の一以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - 三 第十五条第四項第四号の規定により、監事から招集があったとき。
- 3 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- 一 理事長が必要と認めるとき。
 - 二 理事総数の二分の一以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - 三 第十五条第四項第五号の規定により、監事から招集があったとき。

（会議の招集の決定）

第二十三條 会議は、第二十二條第二項第三号及び第三項第三号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第二十二條第二項第二号の規定による請求があったときは、その日から三十日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 理事長は、第二十二條第三項二号の規定による請求があったときは、その日から十日以内に理事会を招集しなければならない。

（招集の通知）

第二十三條の二 会議を招集する者は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、会議の五日前までに被招集者に通知しなければならない。

- 2 会議を招集する者は、前項の書面による通知の発出に代えて、被招集者の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該招集者は、同項の書面による通知を発したものとみなす。
- 3 第一項の規定にかかわらず、理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集通知を発することなく開催することができる。

（議長）

第二十四条 会議の議長は、理事長または理事長の指名による。

(定足数)

第二十五条 総会は正会員、理事会は理事の二分の一以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第二十六条 会議における議決事項は、第二十三条第四項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 会議の議事は、この定款に規定するもののほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第二十七条 総会における正会員及び理事会における理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員又は理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員又は理事を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員又は理事は、第二十五条、第二十六条第二項、第二十八条第一項第二号及び第四十一条の適用については、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第二十八条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

一 日時及び場所

二 会員又は理事の総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

三 審議事項

四 議事の経過の概要及び議決の結果

五 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人二人以上が署名、押印しなければならない。

第六章 評議員会

(評議員会)

第二十九条 この法人の運営に関し理事長の諮問した事項について意見を聞くため、評議員会を置く。

2 評議員会は、理事会の議決を経て理事長が委嘱した評議員をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、評議員会に関する事項は、理事会の議決によりこれを定める。

第六章の二 顧問等

(顧問等)

第二十九条の二 この法人の運営及び研究活動等に関し助言を受けるため、最高顧問、顧問、及びアドバイザーを置くことができる。

- 2 最高顧問、顧問、及びアドバイザーは、理事会の承認を経て、理事長がこれを委嘱する。
- 3 前二項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第七章 事務局

(事務局)

第三十条 この法人の日常業務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、理事長がこれを統括する。
- 3 前二項に定めるもののほか、事務局に関する事項は、理事会の議決によりこれを定める。

第八章 政策研究部門及び社会教育部門

(政策研究部門及び社会教育部門)

第三十一条 この法人の事業を行うため、政策研究部門及び社会教育部門を置く。

- 2 政策研究部門及び社会教育部門は、理事会において指定を受けた理事がそれぞれこれを統括する。
- 3 前二項に定めるもののほか、政策研究部門及び社会教育部門に関する事項は、理事会の議決によりこれを定める。

第九章 資産及び会計

(資産の構成)

第三十二条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 一 設立当初の財産目録に記載された資産
- 二 会費
- 三 寄付金品
- 四 財産から生じる収入
- 五 事業に伴う収入
- 六 その他の収入

(資産の管理)

第三十三条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第三十四条 この法人の会計は、法第二十七条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第三十五条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第三十六条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第三十七条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第三十八条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第三十九条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、二ヶ月以内に、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第四十条 この法人の事業年度は、毎年一月一日に始まり同十二月三十一日に終わる。

第十章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第四十一条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の三分の二以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第二十五条第三項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- 一 主たる事務所及び従たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)
- 二 資産に関する事項
- 三 公告の方法

(解散)

第四十二条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- 一 総会の決議
- 二 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- 三 正会員の欠亡
- 四 合併

五 破産

六 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第一号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の四分の三以上の承諾を得なければならない。
- 3 第一項第二号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第四十三条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第十一条第三項に掲げる者のうち、総会で選定した他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第四十四条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の四分の三以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第十一章 公告の方法

(公告の方法)

第四十五条 この法人の公告は、この法人の事務所所在地の掲示場に掲示するとともに、インターネットのホームページに掲載して行う。

第十二章 雑則

(細則)

第四十六条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。